

第 67 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

計算書類の個別注記表
(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

個 別 注 記 表

1. 記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、1株当たり情報については表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------|---|
| 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------|--|
| 商品及び製品、仕掛品 | 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
| 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
- (3) デリバティブ
時価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|------------------|---|
| 有形固定資産(リース資産を除く) | 定率法。ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後取得した建物附属設備並びに構築物については定額法。なお、電気・電子部品生産設備の一部については当社所定の耐用年数(3年)によっております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 |
| 無形固定資産(リース資産を除く) | 定額法
自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。 |
- (5) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| 貸倒引当金 | 売上債権・貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、支給見込額がないため計上しておりません。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。 |
- (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7)ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。但し、ヘッジ有効性がない取引については評価差額を損益として処理しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段……金利スワップ ヘッジ対象……借入金
ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(8)消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産に係る減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による、計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」(前事業年度16,618千円)、「流動負債」の「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」(前事業年度64,465千円)及び「流動負債」の「設備関係支払手形」に含めておりました「営業外電子記録債務」(前事業年度3,464千円)については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「設備関係支払手形」(当事業年度926千円)については、金額的重要性が低下したため、当事業年度は「支払手形」に含めて表示しております。

5. 追加情報に関する注記

(確定拠出年金制度への移行)

当社は、平成 28 年 6 月 1 日に確定給付型の退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による 25,959 千円の特別利益を当事業年度に計上いたしました。

(厚生年金基金の解散について)

当社が加入していた「日本工作機械関連工業厚生年金基金」は、平成 28 年 8 月 24 日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議いたしました。また、厚生労働大臣への解散申請手続きを行い、平成 28 年 11 月 1 日付で解散しました。

なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

有形固定資産	823,439千円
投資有価証券	283,860千円
合計	1,107,300千円
上記に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	250,052千円
長期借入金	540,637千円
合計	790,689千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額

6,408,253千円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権の金額	216千円
金銭債務の金額	44,061千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	1,800千円
仕	入	高	99,186千円
受取利息及び配当金			2,358千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 23,380,012	株 —	株 —	株 23,380,012

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 183,409	株 1,494	株 —	株 184,903

(注)増加は単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理手続きに沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程により、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	319,521	319,521	—
(2) 受取手形	248,821	248,821	—
(3) 電子記録債権	140,872	140,872	—
(4) 売掛金	798,369	798,369	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	521,095	521,095	—
(6) 支払手形	(11,044)	(11,044)	—
(7) 買掛金	(172,357)	(172,357)	—
(8) 電子記録債務	(265,934)	(265,934)	—
(9) 短期借入金	(380,000)	(380,000)	—
(10) 長期借入金	(790,689)	(790,751)	62
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 電子記録債務、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(11)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金については、その性質及び時価の算定方法が長期借入金と同様であるため、長期借入金に含めて注記しております。

(11)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(10)参照)。

(注2)非上場株式(貸借対照表計上額2,668千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

① 流動の部

繰延税金資産(流動)

たな卸資産評価損	13,706
賞与引当金	16,782
その他	16,128
繰延税金資産小計	46,618
評価性引当額	△46,618
繰延税金資産合計	—

② 固定の部

繰延税金資産(固定)

繰延税金負債(固定)

税務上の欠損金	1,187,253	其他有価証券評価差額金	87,194
退職給付引当金	74,402	その他	989
減損損失	57,784		
ゴルフ会員権評価損	5,296		
その他	31,303		
繰延税金資産小計	1,356,041		
評価性引当額	△1,355,051		
繰延税金資産合計	989	繰延税金負債合計	88,184
		繰延税金負債(固定)の純額	87,194

11. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	92円87銭
(2)1株当たり当期純利益	3円20銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催予定の第67回定時株主総会に株式併合に関する決議を付議することを決議しました。

(1)株式併合及び単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、国内上場企業の株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成30年10月1日としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準とすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を行うことといたしました。

(2)株式併合の内容

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、同年10月1日をもって、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	23,380,012 株
株式併合により減少する株式数	21,042,011 株
株式併合後の発行済株式総数	2,338,001 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

④ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条及び第 235 条の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(4) 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(5) 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における 1 株当たり情報は下記のとおりです。

	当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	928 円 71 銭
1 株当たり当期純利益金額	31 円 99 銭

（注）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。